

福岡県公報

平成二十四年七月三日
第三千四百八号
増刊
②

目次

規則 (第三十三号・第三十五号)

○福岡県消費生活共同組合資金貸付規則を廃止する規則 (生活安全課) ……………

○福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (児童家庭課) ……………

○福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (社会活動推進課) ……………

訓令 (第十一号)

○知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令 (生活安全課) ……………

規則

福岡県消費生活協同組合資金貸付規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年七月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十三号

福岡県消費生活協同組合資金貸付規則を廃止する規則

福岡県消費生活協同組合資金貸付規則 (昭和二十九年福岡県規則第七号) は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年七月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十四号

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則 (昭和五十七年福岡県規則第三十号) の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「外国人登録済証明書及び」を削る。

附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年七月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十五号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (平成十年福岡県規則第四十九号) の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第二項第三号」を「第二条第二項第二号」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

訓令

福岡県訓令第十一号

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本 庁

平成二十四年七月三日

福岡県知事 小川 洋

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会

議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程（昭和四十五年十二月福岡県訓令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部の項中「消防防災課長、私学学事振興局私学振興課長」を「私学学事振興局私学振興課長、防災危機管理局消防防災指導課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。